

角田市第 6 次長期総合計画後期基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この要項は、角田市第 6 次長期総合計画後期基本計画策定支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称 角田市第 6 次長期総合計画後期基本計画策定支援業務

(2) 業務の内容

詳細は「角田市第 6 次長期総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 29 日まで

(令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 か年度継続事業)

(4) 提案上限額

令和 7 年度 3,670,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

令和 8 年度 5,320,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

総 額 8,990,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく清算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団排除条例 (平成 25 年角田市条例第 4 号) 第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (5) 令和 7・8 年度角田市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱 (平成 7 年 3 月 29 日告示第 24 号) に基づく指名停止を受けている日が含まれない者
- (6) 過去 5 年以内に自治体等から発注された 本業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、業務を遂行するに足る能力を有すること。

4. スケジュール（予定）

項 目	期 日
公募開始（公告・市 HP 掲載）	令和 7 年 7 月 1 1 日（金）
質問書の受付期限	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）17 時まで
質問書の回答	令和 7 年 7 月 2 9 日（火）17 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時まで
1 次審査（3 社以上の場合実施）	令和 7 年 8 月 1 3 日（水）
2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 8 月 1 9 日（火）
選考結果の通知	令和 7 年 8 月 2 0 日（水）

※プレゼンテーション審査の詳細については、提案事業者あてに別途通知する。

5. 募集要項等の入手方法

募集要項、仕様書、各種様式等については、角田市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

6. 企画提案書等の提出

(1)提出書類

下記に記載する提出書類の規格は、すべて A 4 判、両面印刷とする。ただし A3 判を利用した方が確認しやすい場合は、A3 判の利用を可とする。文字のサイズは 10 ポイント以上とし、文字を補完する写真、イラスト、イメージ図などの使用も可とする。

①参加申込書兼誓約書（様式 1 号）

②会社概要書（様式 2 号）

③関連業務実績調書（様式 3 号）

④配置予定者調書（様式 4 号）

⑤企画提案書（任意様式） 仕様書に基づき、基本的な考え方、手法、視点等を記載すること。企画提案書は 2 0 ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、企画提案書及び添付資料の書式は自由とする。また、企画提案書には、以下のことについて必ず記載すること。

ア 本業務の取り組み方針

イ 本業務の実施スケジュール（令和 7 年度・令和 8 年度）

ウ 本業務の実施体制

⑥見積書及び積算内訳書（任意様式）

見積書には、見積金額の根拠となる令和 7 年度及び令和 8 年度の積算内訳書（任意様式）を添付すること。

(2)提出部数

書類名	正本	副本	様式
①参加申込書兼誓約書	1 部(押印)	なし	様式 1 号
②会社概要書	1 部	12 部	様式 2 号
③関連業務実績調書	1 部	12 部	様式 3 号

④配置予定者調書	1 部	12 部	様式 4 号
⑤企画提案書	1 部	12 部	任意様式
⑥見積書及び積算内訳書	1 部(押印)	なし	任意様式

(3)提出先、担当課及び問い合わせ先（土、日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）

〒 981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41（東庁舎 4 階）

角田市総務部企画デジタル課 企画調整係

電話：0224-63-2704 FAX：0224-62-4829

E-mail：kikaku@city.kakuda.lg.jp

(4) 提出期限 令和 7 年 8 月 8 日（金）

(5) 提出方法 角田市企画デジタル課へ持参又は郵送

（郵送：令和 7 年 8 月 8 日（金）必着、持参：提出期限日の午後 5 時 00 分まで）

(6)その他留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1 提案者につき 1 案とする。

7. 質問の受付及び回答

募集要項、仕様書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1)受付期間

令和 7 年 7 月 11 日（金）から令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時 00 分までとする。

(2)提出方法

質問書（様式 5 号）により、角田市企画デジタル課あて電子メールにて提出すること。電子メールにて提出先へ送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

なお、電子メールの件名は「角田市第 6 次長期総合計画後期計画プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3)回答方法

質問の回答は、令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時 00 分までに、角田市のホームページへ掲載する。なお、仕様書等に関する回答は、仕様書等の記載事項の追加又は修正とみなす。

※事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

8. 審査方法

1 次（書類）審査（3 社以上で実施）及びプレゼンテーション審査（審査員審査）を行い、最も評価点が高い 1 者を優先交渉事業者として選定する。なお、審査基準については別表のとおり。

(1) 1 次審査（書類審査）

参加事業者が 3 社を超える場合は 1 次審査（書類審査）を実施し、通過者のみプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書、関連業務実績調書、見積書の価格について審査する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ①プレゼンテーション及びヒアリングの実施は、令和7年8月19日（火）を予定している。時間、場所等の詳細については発注者から参加者へ通知する。
 - ②本審査への出席者は3名以内とする。プレゼンテーション及びヒアリング時間は35分程度（説明20分以内、質疑15分程度）を予定している。
 - ③プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
 - ④プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、電源は本市で用意する。パソコン、その他必要な機材は参加者が用意すること。
 - ⑤プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、本プロポーザルを棄権したものみなす。
 - ⑥プレゼンテーションは非公開とする。
 - ⑦審査は発注者の職員で構成する選考委員会が実施する。構成員の所属、職及び氏名は非公表とする。
 - ⑧提案者が1者であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施する。
- (3) 審査結果については、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知する。

9. 優先交渉権者の選定及び交渉

- (1) 提出された提案書の審査及びプレゼンテーションを実施し、別表審査に係る評価項目を基に選考委員会において審査を行う。評価点の最も高い提案者を優先交渉権第1位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 評価点の最高得点者が複数となった場合はくじ引きを実施し、交渉権第1位の事業者を1者選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな交渉権者として手続きを行うものとする。
- (4) 評価点数の合計及び順位は、すべての提案事業者にも文書で個別に通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 契約締結までの間に、優先交渉事業者の資金事情の変化等により、本業務の履行が困難であると市長が判断したとき。

- (5) 本実施要項に違反した場合。
- (6) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

11. 契約

優先交渉事業者との詳細仕様やスケジュール等の契約内容に関する協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉事業者は改めて見積書を提出するものとする。

当該契約が不調の場合は、次点の者と同様の随意契約を行うものとする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は辞退届（様式 6 号）を担当課へ提出しなければならない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザル実施に関する情報（企画提案者から提出された書類等を含む。）は、角田市情報公開条例（平成 11 年角田市条例第 22 号）に基づき、公開請求者あて情報公開することがある。
- (4) 本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

別表

企画提案内容に関する審査基準（プレゼンテーション）

項目	評価の視点	配点
1 理解度	・本市の現状及び課題を把握しているか ・後期基本計画の策定方針や計画策定に係る基本的な考え方を理解し、仕様書に沿った企画提案となっているか	20
2 業務工程	年度別、業務別の作業工程及びスケジュールが、本市が示す策定スケジュール（予定）及び仕様書の各項目を踏まえ、無理のない現実的な提案となっているか	10
3 企画内容	・仕様書に示す業務内容ごとに、その業務の進め方、実施内容、実施手法の技術的提案等について具体的かつ有効的な提案がなされているか ・本市の課題等を把握するための分析等の手法について適切な提案が示されているか。後期基本計画に反映するための手法が具体的に示されているか	20
4 市民参加	本市に合った独創的な住民参画の手法が提案されており、実施可能であるか	10
5 資料作成	提出された資料が分かりやすく整理されているか	5
6 説明能力	・説明が分かりやすく理論的であり、かつ熱意があるか ・質疑に対する的確に対応できているか	10
7 実施体制	・業務に必要な組織体制・人員を十分に整えているか ・業務に携わる技術者は、本業務において的確な支援が可能な資格、経験等を有しているか	10
8 その他 （独自提案）	効果的で実現性が高く、かつ魅力的な提案か	10
9 費用	提案内容に対して、妥当な見積り金額であるか	5
合 計		100

※委員が欠席した場合は、その委員の評価点を無効とし、2次審査に出席した委員のみで評価を行う。

最低基準点	審査員の点数の合計が、総合点の6割に満たない場合は失格とする。 ・審査員合計点 $100 \text{ 点} \times 10 \text{ 人} = 1,000 \text{ 点}$ （委員が欠席した場合は出席委員数×100 点） <u>最低基準点：600 点（6 割）</u>
-------	---